

保険料の免除制度

長い人生の間には、経済的な理由などからどうしても保険料を納められないときがあります。だからといって保険料を未納のままにしておきますと、将来年金を受けられなくなる場合があります。保険料の納付が困難な場合には、免除制度がありますので、住民課までご相談ください。

免除には、次の2種類があります。

法定免除	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護法による生活扶助を受けているかた 障害基礎年金または被用者年金の障害年金(1級、2級)の受給権者 	保険料全額免除
申請免除	<ul style="list-style-type: none"> 所得の少ないかたや病気やケガなどで経済的に困難なかた 保険料の納付が困難な特別の理由のあるかた 	半額免除 保険料
	所得が一定以下で保険料を全額納付することが困難なかた (平成14年4月より実施)	

免除が承認されますと、その期間は資格期間として計算されますが、免除を受けた期間の年金額は納付した期間の年金額の3分の1(の場合は3分の2)になります。

保険料の免除を受けた期間は、将来納められるようになった場合、10年前までさかのぼって追納することができます。ただし、免除された当時の年金額に一定の加算が付きます。

追納すると、年金額は通常に納付したことになります。

所得(収入 - 各種控除)による免除の例は以下のとおり
(例)夫婦、子ども2人の場合

全額免除 半額免除も申請可能	半額免除	所得による免除は受けられません
◀低所得	年間所得 164万円	年間所得 285万円
		▶高所得

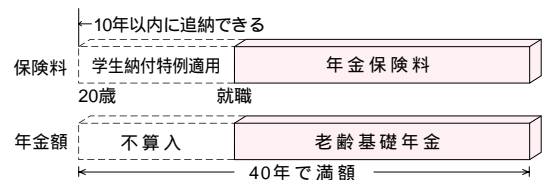
学生納付特例制度

学生には、学生本人の前年の所得が68万円(給与収入で約133万円)以下の場合、申請をし承認されると保険料の納付が卒業まで猶予される「学生納付特例制度」があります。ただし、毎年度申請が必要です。

学生納付特例制度が、パワーアップ!!

平成14年4月から昼間部の学生に加えて、夜間・通信教育課程の学生等にも適用されることになりました。

学生納付特例制度と老齢基礎年金額の関係



消防署

風水害に備えて

集中豪雨や台風シーズンの近付いてきました。皆さんのお宅では、風水害への備えは万全でしょうか。郡内にも木曽川・境川などが流れています。梅雨時に大雨が降り続けると川の警戒水位を超える恐れもあり、地域によっては避難勧告が出されることもあります。指示がなくても、周囲の状況からみても危険な場合には、地域住民が協力し合って避難することが大切です。

「災害は忘れたころにやってくる」と言われています。日頃から「イザ」という時のためにも、いま一度家族で話し合い、次のことを準備して災害に備えましょう。

安全な避難場所、避難方法、家族との連絡方法などについて話し合っておく。



台風の接近時は、テレビ、ラジオなどの気象情報に注意する。

非常用持ち出し袋を用意し、貴重品、救急医薬品、最低3日分の食料品・飲料水、懐中電灯、携帯ラジオなどを入れておく。

大雨や台風の時、外出を控える。

このように、風水害などの災害による被害を最小限にするためには、普段からの備えが大切です。いま一度確認してみましょう。